

静岡県公安委員会告示第1号

静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第24条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったため、同条例第25条第2項の規定に基づき公表する。

令和6年1月9日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精治

1 勧告に従わなかった者の氏名及び住所

- (1) 氏名 橋本 努
- (2) 住所 静岡県静岡市葵区駒形通六丁目13番10号

2 公表の原因となる事実

標記の者は、指定暴力団稲川会四代目森田一家三代目一文字組組長であり、静岡県内で社交飲食店を営む事業者から、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用する目的であることの情を知って、令和2年4月25日頃、現金15万円の供与を受けたことにより、静岡県暴力団排除条例第18条の規定に違反したことから、同条例第24条の規定による勧告を受けた者であるが、正当な理由なく当該勧告に従わず、静岡県内で社交飲食店を営む事業者から、その行う業務に関し、暴力団の威力を利用する目的であることの情を知って、令和4年12月18日、焼酎の購入代金として現金4万円の供与を受けたものである。